

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定の解除	(環境対策課)	一
○令和三年度宮城県准看護師試験の実施	(医療人材対策室)	三
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(二件)	(障害福祉課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(五件)	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	四
○建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正	(事業管理課)	五
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	六
○道路の供用開始(三件)	(同)	七
○土地改良区の定款変更の認可	(仙台地方振興事務所)	八
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	八
○職員の分限処分		八
○宮城県公報令和三年第二四一号(令和三年九月二十八日付け)別冊中		八

告 示

○宮城県告示第七百五十号

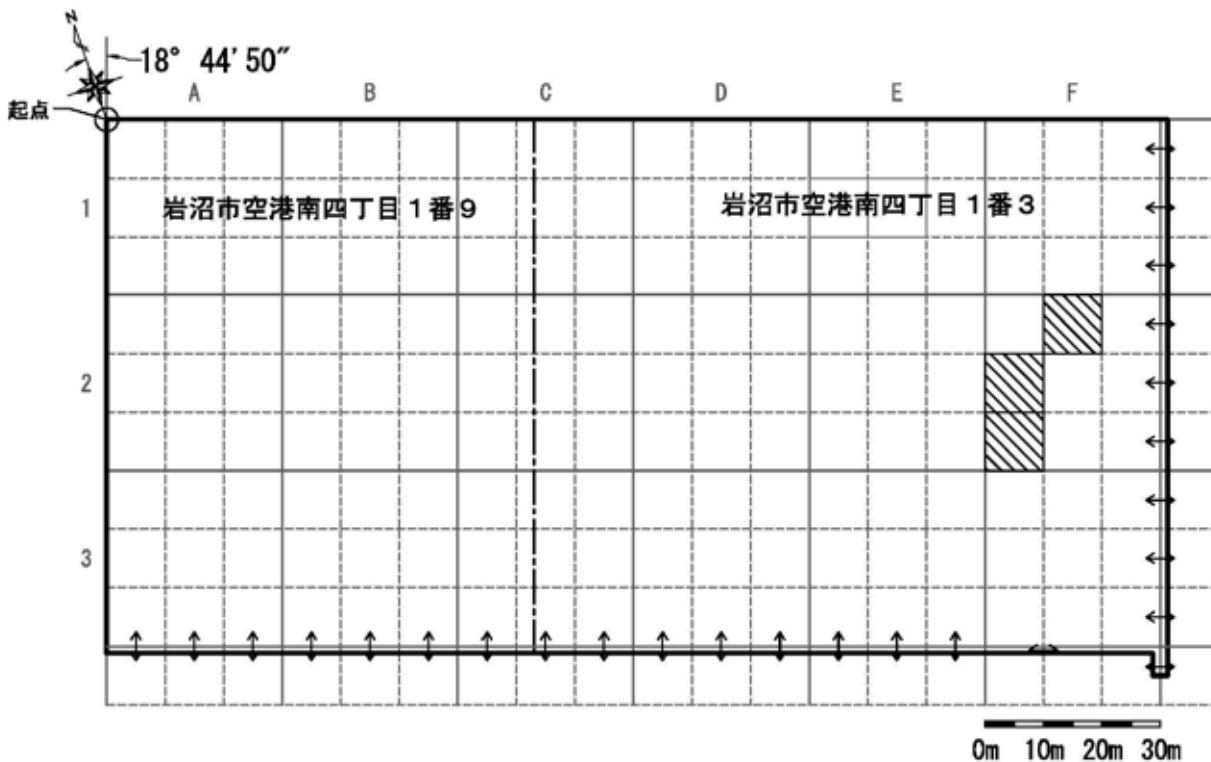
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の全部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和三年十月十五日







宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

岩沼市空港南四丁目一番三の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

	指定を解除する 形質変更時要届出区域
	単位区画 (10m格子)
	30m格子
	筆の境界線
	調査対象地
	統合区画

<起点>

起点は、岩沼市空港南四丁目1番9の最北端とする。

<格子の回転角度> 18° 44' 50"

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

- 二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

○宮城県告示第七百五十一号
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和三年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。
令和三年十月十五日

一 試験期日
令和四年二月十五日（火）
午後一時三十分から午後四時まで

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 試験場所
仙台市青葉区土樋二丁目三一 東北学院大学土樋キャンパス六号館

三 受験願書受付期間
令和三年十一月二十九日（月）から同年十二月三日（金）まで（当日消印有効）

四 問い合わせ先
仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班（電話〇二二二二二二二二六六一五）
○宮城県告示第七百五十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五二〇〇四七九	事業所の名称及び所在地 シェアワークスくりはら放課後等デイサービス 栗原市志波姫沼崎南 沖四百七十三番地	指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 株式会社リッツワ	指定年月日 令和三年七月一日
--------------------	---	----------------------------	------------------	-------------------

○宮城県告示第七百五十三号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五〇七〇五三九	事業所の名称及び所在地 日本重症心身障害児支援協会 多機能型ステーション 望名 名取市美田園三丁目 一番一号	指定障害児通所支援の種類 児童発達支援 放課後等デイサービス	設置者名 株式会社シルバースポーツまごころ	指定年月日 令和三年十月一日
--------------------	---	--------------------------------------	--------------------------	-------------------

○宮城県告示第七百五十四号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一一三〇五七七	事業所の名称及び所在地 シェアワークスくりはら生活介護事業所 栗原市志波姫沼崎南 沖四百七十三番地	指定障害福祉サービスの種類 生活介護	設置者名 株式会社リッツワ	指定年月日 令和三年七月一日
--------------------	--	-----------------------	------------------	-------------------

○宮城県告示第七百五十五号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
-------	-------------	---------------	------	-------

〇四一〇二二〇五九五	あつふるぶらす 石巻市駅前北通り二 丁目十二番十七号	就労継続支援B 型	株式会社アツ ブルファーム	令和三年十月 一日
------------	----------------------------------	--------------	------------------	--------------

〇宮城県告示第七百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一〇七〇〇六三七	HELLOS名取（B 型） 名取市手倉田字諏訪 五三二番地一 ラス ティコート名取1F	指定障害福祉サ ービスの種類 就労継続支援B 型	設置者名 一般社団法人 HELLOS	指定年月日 令和三年十月 一日
------------	--	-----------------------------------	--------------------------	-----------------------

〇宮城県告示第七百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一二二〇〇七四四	登米鱒淵事業所 呼 人里 登米市東和町米川字 小山下十四番地	指定障害福祉サ ービスの種類 就労継続支援B 型	設置者名 特定非営利活 動法人ワーカ ーズコープ	指定年月日 令和三年十月 一日
------------	---	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------

〇宮城県告示第七百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一〇三〇〇三九六	事業所の名称及び 所在地 にじいの居宅介護 塩竈市玉川三丁目八 番六号	指定障害福祉サ ービスの種類 居宅介護 重度訪問介護	設置者名 株式会社メデ イカル・サイ ドポート	指定年月日 令和三年十月 一日
〇四一〇二二〇六六〇	短期入所事業所あじ さい館 石巻市水押二丁目一 番三六号	短期入所	社会福祉法人 夢みの里	令和三年十月 一日
〇四二〇二二〇五〇二	グループホームRA SIEL石巻 石巻市穀町十番四五 号	共同生活援助	株式会社ラシ エル	令和三年十月 一日
〇四一〇二二〇六七八	グループホームRA SIEL石巻 石巻市穀町十番四五 号	短期入所	株式会社ラシ エル	令和三年十月 一日

〇宮城県告示第七百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六條第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一條第二号の規定により告示する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一〇二二〇五六一	事業所の名称及び 所在地 ホームケア土屋東北 石巻市千石町二丁目 四六番	廃止する指定障害 福祉サービスの種類 居宅介護 重度訪問介護	設置者名 株式会社土屋	廃止年月日 令和三年九月 三十日
------------	--	---	----------------	------------------------

〇宮城県告示第七百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九條の二第一項の規定により県営土地改良事業高屋・鳥屋崎地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七條第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九條の二第四項で準用する同法第八十七條第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定めら

れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十月十八日から令和三年十一月十六日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第七百六十一号

平成十五年宮城県告示第三百二十二号（建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準）の一部を次のように改正し、令和三年十月十五日から施行し、同日以後に不正行為等が行われたものから適用する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号1中「発展」を「発達」に改める。

第二号2を次のように改める。

2 監督処分の対象

(一) 地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかでない場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。なお、役員等が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

(二) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種類別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきは、必要に応じ当該工事の種類に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

(三) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

第二号3及び四中「ができるものとする」を「とする」に改める。

第二号4中「軽減」を「減軽」に改める。

第三号1(一)中「三2の具体的基準において、他法令違反により刑に処せられた場合、排除措置命令等の確定があった場合等客観的事実をもって監督処分を行うこととしている場合を除き、」を「当該」に改める。

第三号1(二)を次のように改める。

(一) 以外の不正行為等があった場合
(1) 建設業法の規定（第十九条の三、第十九条の四、第十九条の五、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項の規定に違反する行為を行ったとき
指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第十一条、第十九条、第四十条、第四十条の三違反等がこれに該当するものとする。

(2) 建設業法第十九条の五の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であつて、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

第三号2(一)を次のように改める。

(一) 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は三人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、七日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であつて、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。

この場合において、営業停止の期間は、七日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

第三号2(二)中「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五号」を加え、「独占禁止法」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）」に改め、「建設業法第二十八条第一項」を削り、同号2(二)(2)中「(以下単に「使用人」を「(以下「政令で定める使用人」)に改め、同号2(三)中「(以下単に「使用人」を削る。

第三号2(三)中「(建設業法第二十八条第一項第二号)」を削り、同号2(三)(1)中「虚偽申請等」を「虚偽申請」に改め、同号2(三)(2)ただし書中「ただし、」の下に「技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによつて、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、三十日以上の営業停止処分を行うこととする。また、」を加え、「第二十六条の三第六項第二号」を「第二十六条の三第七項第二号」に改め、同号2(三)(3)中「七日」を「十五日」に改め、同号2(三)(3)に次のただし書を加える。

ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、三十日以上の営業停止処分を行うこととする。

第三号2(三)(4)中「を作成していなかった」を「の作成を怠った」に、「を作成した」を「の作成を行った」に改める。

第三号2(四)を次のように改める。

（四）建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

第三号2(四)(1)中「の刑に処せられた場合は」を「の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせた」と認められる場合には「に改め、同号2(四)(2)イ(イ)中「使用人」を「政令で定める使用人」に改め、同号2(四)(2)イ(ハ)中「係るものである場合において」を「起因するものであると認められるとき」に改め、同号2(四)(2)ロ及びハ中「使用人」を「政令で定める使用人」に改め、同号2(四)(2)に次のように加える。

二 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）違反

(イ) 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は七日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは三日以上の営業停止処分を行うこととする。

(ロ) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第三十三条第二項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第三十四条第二項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、三日以上の営業停止処分を行うこととする。

第三号2(五)中「建設業法第二十八条第一項第四号」を削り、同号2(五)(2)中「第二十六の三第八項」を「第二十六条の三第九項」に改める。

第三号2(六)中「(建設業法第二十八条第一項第五号)」を削る。

第三号2(七)中「(建設業法第二十八条第一項第六号)」を削り、同号2(七)(1)及び(2)に次のただし書を加える。

ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減輕を行うこととする。

第三号2(八)中「(建設業法第二十八条第一項第九号)」を削る。

○宮城県告示第七百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
登米市迫町佐沼字新大瀬五番一地从先から 同市迫町佐沼字新大瀬一四九番一地从先まで		前	後	一五・八	一六・三	一六・九	三〇四・一
A	B	A	B	一六・九	四三・二	三〇四・一	三三三・〇
一五・八	一六・三	一六・九	四三・二	一六・三	四三・二	三〇四・一	三五五・〇
一六・三	四三・二	一六・三	四三・二	四三・二	四三・二	三〇四・一	三五五・〇
一六・三	四三・二	一六・三	四三・二	四三・二	四三・二	三〇四・一	三五五・〇

○宮城県告示第七百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 築館登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
登米市迫町佐沼字新大瀬一五七番一地从先から 同市迫町佐沼字新大瀬六番五地先まで		前	後	一五・八	一六・三	一六・九	三〇四・一
A	B	A	B	一六・九	四三・二	三〇四・一	三五五・〇
一五・八	一六・三	一六・九	四三・二	一六・三	四三・二	三〇四・一	三五五・〇
一六・三	四三・二	一六・三	四三・二	四三・二	四三・二	三〇四・一	三五五・〇
一六・三	四三・二	一六・三	四三・二	四三・二	四三・二	三〇四・一	三五五・〇

○宮城県告示第七百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市十八成浜大嵐山四番一二地先から 同市十八成浜太田山国有林五二六林班わ小班地先まで	令和三年 十月二十日

○宮城県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	登米市迫町佐沼字新大瀬一五七番一地从先から 同市迫町佐沼字新大瀬六番五地先まで	令和三年 十月十五日

○宮城県告示第七百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町高白浜字根浜無番地先から 同郡同町高白浜字根浜二三番二地先まで	令和三年 十月十五日

○宮城県告示第七百六十七号

仙台市泉土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年十月五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十月十五日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 富田政則

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
富谷市ひより台二丁目三十九番七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

愛知県名古屋市長区泉一丁目二十三番二十二号
トヨタホーム株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県利府町加瀬字十三本塚百十九番九、百十九番二十八、百十九番二十九、百十九番三十、百十九番三十一、百十九番三十二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区将監十丁目十三番二一―二号
株式会社学仙不動産

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第三十六号）においてその例によることとされる職員の方限に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第三條第三項の規定により、職員の方限処分について、次のとおり公示する。

令和三年十月十五日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 被処分者

栗原市立若柳中学校教諭 星 佑介

二 処分内容

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一号及び県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例の規定により分限処分として免職する。ただし、令和三年十月三十日付けでこの処分の効力が生ずるものとする。

三 処分事由

勤務実績不良

四 教示

1 この処分について不服があるときは、令和三年十月三十日から起算して三月以内に宮城県人事委員会に対して審査請求をすることができる。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができる。

(一) 審査請求をした日から三月を経過しても裁決がないとき。

(二) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(三) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

正 誤

○宮城県公報第二四一号（令和三年九月二十八日付け）別冊中

ページ 行

一 一三

正

警察職 130

誤

警察職 129

一
一五

合
計
1,050

合
計
1,049